

生産行程管理業務規程

作成日：平成 29 年 1 月 26 日

更新日：令和 7 年 4 月 21 日

1 作成者

住所（フリガナ）：(〒990-0036) 山形県山形市幸町 18 番 20 号

(ヤマガタケンヤマガタシサイワイチョウ)

名称（フリガナ）：山形市農業協同組合

(ヤマガタシノウギョウキョウドウクミアイ)

代表者（管理人）の氏名：代表理事組合長 田村保男

(平成 29 年 6 月 13 日より大山敏弘に変更)

ウェブサイトのアドレス：<http://www.jayamagatashi.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 2 類 野菜類

区分に属する農林水産物等：セルリー

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：山形セルリー（ヤマガタセルリー）、Yamagata Celery

4 明細書の変更

山形市農業協同組合（以下「山形市農協」という。）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

(1) 使用種子の確認

「山形セルリー」の種子については、山形市農協が一元的に管理しており、生産者からの申し込みを受けて、種子や苗を配布することとし、申込み・配布状況については「山形セルリー」種子及び苗の配布管理表」に記録する。

山形市農協は、この記録と照らし合わせて、生産者が「山形セルリー」を使用しているか否かを確認する。

(2) 栽培の方法の確認

山形市農協は、生産者に「セルリー生産工程管理表」を提出させ、その記載内容を確認することで、栽培の方法を遵守しているか否かを確認する。

また、山形市農協は、各作年 1 回以上、生産者に対する圃場巡回を実施し、栽培方法を遵守しているか否かを確認する。この際、山形市農協は、生産者に対し山形セルリーの生産に関する技術情報の提供や出荷基準等の遵守について周知徹底を図る。

なお、栽培の方法が遵守されていないことが疑われる場合には、山形市農協は、臨時に、圃場巡回を行う。

(3) 出荷基準・最終製品の確認

「山形セルリー」の共同出荷は、山形市農協のアグリセンターにおいて行うこととし、この際に、(1) 及び (2) の確認の記録を確認するとともに、山形市農協の職員が出荷状況を確認することで、出荷基準を遵守しているか否かを確認し、最終製品を確認する。また、個人出荷である山形市公設地方卸売市場への出荷については、出荷期間中 1 回以上、山形市農協の職員が圃場巡回等により確認する。

6 明細書適合性の指導

(1) 使用種子及び栽培の方法について

山形市農協は、生産地、使用種子、栽培の方法に従った生産が行われていない場合には、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、山形市農協は、当該生産者の生産したセルリーについて「山形セルリー」としての出荷の停止を命じるとともに、当該生産者への品種「山形セルリー」の種子及び苗の配布を一定期間禁止するほか、山形市農協の組合員から除名することもできるものとする。

(2) 出荷基準について

山形市農協は、出荷基準を満たさないセルリーについては、「山形セルリー」及び登録標章を付した状態で出荷しない。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 山形市農協は、前記 5 (3) の確認の際に、生産地・使用種子・栽培の方法・出荷基準・最終製品の各基準をいずれも満たしているセルリーについてのみ、地理的表示である「山形セルリー」及び登録標章が使用されているか否かを確認する。この際、地理的表示である「山形セルリー」及び登録標章を使用している者及びこれらの使用がされているもの（出荷用フィルム、段ボール箱等）についても確認する。

なお、山形市農協は、前記 5 (2) の巡回において、地理的表示である「山形セルリー」及び登録標章の適正な使用について生産者に周知徹底を図る。

(2) 山形市農協は、前記 5 (3) の確認の際に以下のセルリーがあるか否かを確認する。

- ①生産地・使用種子・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準を満たしていないセルリーであるにもかかわらず、地理的表示である「山形セルリー」及び登録標章が使用されているセルリー
- ②地理的表示である「山形セルリー」のみが使用されているセルリー
- ③登録標章のみが使用されているセルリー
- ④地理的表示である「山形セルリー」に類似する表示または登録標章に類似する標章が使用されているセルリー

8 地理的表示等の使用の指導

山形市農協は、生産者が以下に該当する不適正な行為を行った場合には当該生産者に

対し、警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、山形市農協は、当該生産者を山形市農協組合員から除名することもできるものとする。

- ①生産地・使用種子・栽培の方法・出荷基準・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないセルリーであるにもかかわらず、地理的表示である「山形セルリー」及び登録標章を使用している場合
- ②地理的表示である「山形セルリー」のみを使用している場合
- ③登録標章のみを使用している場合
- ④地理的表示である「山形セルリー」に類似する表示または登録標章に類似する標章が使用されている場合

9 実績報告書の作成等

山形市農協は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後1カ月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
 - ①山形市農協が作成した検査記録（地理的表示等の使用状況の記録を含む。）
 - ②「山形セルリー」種子及び苗の配布管理表
 - ③山形市農協出荷分を取りまとめた表
 - ④山形市公設地方卸売市場出荷分の取りまとめ表
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

山形市農協は、前記9の規程により提出した資料に加えて以下の書類を、山形市農協アグリセンターに、その提出の日から5年間、保存するものとする。

- ①生産者が作成し提出したセルリー生産工程管理表
- ②セルリー分荷一覧表（山形市農協出荷分）
- ③セルリー送り状（山形市公設地方卸売市場出荷分）

